

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年5月18日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

### 香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程

香川県病院局組織規程（平成19年香川県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職の設置) 第3条 略 略 県立病院（以下「病院」という。） (1)～(20) 略 <u>(21) 専門副主幹</u> <u>(22)～(28)</u> 略	(職の設置) 第3条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。 略 県立病院（以下「病院」という。） (1)～(20) 略 <u>(21)～(27)</u> 略
(病院の職員) 第17条 略 2～8 略 9 前各項に定めるもののほか、病院に副院长及び院長補佐を、病院の事務局に事務局次長、主幹、技師長、副技師長、副主幹、 <u>専門副主幹</u> 、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科、検診センター及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、副看護師長、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。 10 略	(病院の職員) 第17条 略 2～8 略 9 前各項に定めるもののほか、病院に副院长及び院長補佐を、病院の事務局に事務局次長、主幹、技師長、副技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科、検診センター及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、副看護師長、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。 10 略
(職務) 第18条 略 2～19 略 20 副主幹、 <u>専門副主幹</u> 及び主任は、上司の命を受けて、業務を処理する。 21 略	(職務) 第18条 略 2～19 略 20 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、業務を処理する。 21 略

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第3条、第17条第9号及び第18条第20号の規定は、平成30年4月1日から適用する。